

## 山陰教区災害見舞金給付基準

災害見舞金給付基準条例第2条(宗派)				山陰教区災害見舞金給付基準	
被災原因	被災程度	対象物件	給付額	給付額	
火災	全焼	本堂	1,000万円	50万円	
		庫裏	500万円	25万円	
		附属建物	100万円	10万円	
		門徒宅	—	2万円	
	半焼	本堂	700万円	25万円	
		庫裏	350万円	13万円	
		附属建物	70万円	5万円	
		門徒宅	—	1万円	
	一部焼失	本堂	50万円	3万円	
		庫裏	25万円	2万円	
		附属建物	10万円	1万円	
	対人	死亡	—	1万円	
	風害 水害 雪害	全壊	本堂	700万円	50万円
庫裏			350万円	25万円	
附属建物			70万円	10万円	
門徒宅			—	2万円	
大規模半壊		本堂	560万円	30万円	
		庫裏	280万円	15万円	
		附属建物	56万円	5万円	
		門徒宅	—	2万円	
半壊		本堂	350万円	10万円	
		庫裏	175万円	5万円	
		附属建物	35万円	2万円	
		門徒宅	—	1万円	
一部損壊		本堂	10万円	1万円	
		庫裏	5万円	1万円	
		附属建物	2万円	0.5万円	
対人		死亡	—	1万円	

地震 噴火 津波  (これらを起因とした火災を含む)	全壊 (全焼)	本堂	700万円	50万円
		庫裏	350万円	25万円
		附属建物	70万円	10万円
		門徒宅	—	2万円
	大規模半壊	本堂	560万円	30万円
		庫裏	280万円	15万円
		附属建物	56万円	5万円
		門徒宅	—	2万円
	半壊 (半焼)	本堂	350万円	10万円
		庫裏	175万円	5万円
		附属建物	35万円	2万円
		門徒宅	—	1万円
	一部損壊 (一部焼失)	本堂	10万円	1万円
庫裏		5万円	1万円	
附属建物		2万円	0.5万円	

※但し、山陰教区内災害(激甚災害でない場合)に他教区から災害見舞金が送られた場合、後日その教区に災害が発生したときには送金された金額と同額を送金することとする。

※門徒宅への給付対象は建物のみ(主に住宅)とし、圃場等はのぞく。

※2009(平成21)年8月5日付にて制定

※2010(平成22)年8月25日付改正

※2013(平成25)年9月26日付改正

※この基準は、山陰教区災害対策委員会の議決を得た日、2016(平成28)年10月26日より施行する。

※平成28年10月に発生した「鳥取県中部を震源とする地震」により被災した寺院、門徒に対しては、上記施行後の規定を適用するものとする。

※この基準は、山陰教区災害対策委員会の議決を得た日、2017(平成29)年7月26日より施行する。

※庫裏とは・・・(宗派災害見舞金給付基準条例 第4条)

本堂および附属建物を除き、その名称を問わず、僧侶、寺族などが居住し、または門信徒の教化、接待、集会所などとなる建物をいう。

(例示)集会所、寺務所、教務所、書院、客殿、講師部屋、門信徒会館、礼拝堂などを含む。

※附属建物とは・・・(宗派災害見舞金給付基準条例 第4条)

本堂、庫裏を除き、境内地(飛地境内地を含む。)にある建物をいう。

(例示)納骨堂、山門、経蔵、土蔵、鐘楼、法・宝物殿、厨房、廊下

その他本堂、庫裏と一体になっていない建物などを含む。

災害見舞金給付基準内規 2

被災程度	判定基準
全焼 全壊	建物の基本的機能を喪失し、全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。または、損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
大規模半壊	建物が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ再使用が困難なもの
半焼 半壊	建物の基本的機能の一部を喪失し、損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもの。
一部焼失	半焼にいたらない程度のもの。
一部損壊	半壊にいたらない程度のもの。